

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 統計調査調整規程の一部を改正する訓令（統計課）	1
○ 職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令（職員課）	3
告 示	
○ 平成4年兵庫県告示第543号（都市景観形成地区の指定）の一部改正（都市政策課）	3
○ 平成4年兵庫県告示第544号（都市景観形成基準）の一部改正（同）	4
○ 平成8年兵庫県告示第578号（風景形成地域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成8年兵庫県告示第579号（風景形成基準の決定）の一部改正（同）	4
○ 平成9年兵庫県告示第918号（景観形成地区の変更）の一部改正（同）	4
○ 平成9年兵庫県告示第919号（景観形成基準の変更）の一部改正（同）	4
○ 平成13年兵庫県告示第559号（風景形成地域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成13年兵庫県告示第560号（風景形成基準の決定）の一部改正（同）	5
○ 平成13年兵庫県告示第1226号（景観形成地区の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成13年兵庫県告示第1227号（景観形成基準）の一部改正（同）	5
○ 平成15年兵庫県告示第277号（風景形成地域の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成15年兵庫県告示第278号（風景形成基準の決定）の一部改正（同）	5
○ 平成16年兵庫県告示第367号（景観形成地区の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成17年兵庫県告示第1号（星空景観形成地域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成17年兵庫県告示第2号（星空景観形成照明基準の決定）の一部改正（同）	6
○ 平成13年兵庫県告示第1215号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿兵庫県閲覧所の設置）の一部改正（住宅政策課）	6
○ 昭和46年兵庫県告示第223号（建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程）の一部改正（建築指導課）	6
○ 昭和47年兵庫県告示第1060号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 昭和47年兵庫県告示第1608号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 昭和48年兵庫県告示第2176号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 昭和50年兵庫県告示第635号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 昭和51年兵庫県告示第558号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 昭和52年兵庫県告示第518号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 昭和53年兵庫県告示第555号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 昭和56年兵庫県告示第951号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 昭和57年兵庫県告示第802号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 昭和62年兵庫県告示第1259号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成13年兵庫県告示第681号（災害危険区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部改正（同）	10

訓令

兵庫県訓令第2号

本 庁

統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

統計調査調整規程の一部を改正する訓令

統計調査調整規程（昭和39年兵庫県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「県が行なう統計調査」を「県統計調査」に、「当該統計調査」を「調査」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(定義)

第 2 条 この訓令において「県統計調査」とは、統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号）第 2 条第 1 項に規定する県統計調査をいう。

第 3 条の見出しを「(県統計調査実施計画)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

県統計調査を実施しようとする課長又は室長（以下「実施課長等」という。）は、当該県統計調査を実施する年度の前年度の11月30日までに、県統計調査実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、県統計調査実施計画書（様式第 1 号。以下「実施計画書」という。）を統計課長に提出しなければならない。

第 3 条第 2 項中「統計調査実施計画書に定める統計調査」を「実施計画書に定める県統計調査」に、「年度の中途において、統計調査」を「県統計調査」に、「様式第 1 号の統計調査実施計画書により、これ」を「速やかに、当該県統計調査に係る実施計画を作成し、実施計画書」に改め、同条第 3 項中「統計調査実施計画書の記載内容」を「実施計画書に係る実施計画について、その内容」に改め、「当該実施計画を」を削り、「すみやかにその旨」を「速やかに、実施計画の変更の内容又は実施計画を中止する旨」に改める。

第 4 条中「により統計調査計画書を受け取った」を「による実施計画書の提出又は同条第 3 項の規定による報告を受けた」に、「当該統計調査計画」を「県統計調査」に、「統計調査の」を「調査の」に、「すでに」を「既に」に改める。

第 5 条の見出しを「(結果の報告等)」に改め、同条中「統計調査を実施しようとする」を「実施計画に基づき県統計調査を実施した」に改め、「その都度」を削り、「合議し」を「、その結果を報告するとともに、当該県統計調査の結果の公表について協議し」に改める。

第 6 条を次のように改める。

(指導又は助言)

第 6 条 統計課長は、実施課長等に対し、県統計調査の実施、県統計調査の結果の公表その他の県統計調査に関することについて、必要な指導又は助言をすることができる。

第 7 条を削る。

第 8 条の見出し中「統計調査資料」を「県統計調査資料」に改め、同条第 1 項中「前条の規定により統計調査結果を公表したときは、当該資料 2 部」を「公表する県統計調査の結果に係る資料」に改め、同条第 2 項中「統計調査資料」を「資料」に改め、「整備し、」の右に「これを一般の閲覧に供するとともに、その」を加え、同条を第 7 条とする。

第 9 条の見出し中「統計調査」を「県統計調査」に改め、同条中「様式第 2 号の統計調査台帳」を「県統計調査台帳（様式第 2 号）」に、「統計調査を」を「県統計調査を」に、「県の統計調査の」を「その」に改め、同条を第 8 条とする。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

県統計調査実施計画書

年 月 日

課室名

1	県統計調査の名称	
2	目的	
3	根拠法令等	
4	調査対象	地域的範囲
		属性的範囲
		客体数

	選定方法	<input type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出
5 調査事項		
6 調査方法	<input type="checkbox"/> 調査員調査 <input type="checkbox"/> 郵送調査 <input type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他 ()	
7 調査組織 (系統)		
8 実施予定日又は実施期間		年 月 日 (年 月 日～ 年 月 日)
9 集計の方法		(1) 機 械 集 計 (2) 手 集 計
10 調査票の保存方法	<input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input type="checkbox"/> 光ディスク <input type="checkbox"/> 光磁気ディスク <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
11 その他参考事項		

注 県統計調査 1 件につき 1 枚作成すること。

様式第 2 号中「様式第 2 号」を「様式第 2 号 (第 8 条関係)」に、「登録月日」を「登録年月日」に、「統計調査の」を「県統計調査の」に、「主管部、室又は課名」を「課室名」に改め、「調査期日」の右に「(調査期間)」を加え、「月 日」を「年 月 日」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。



兵庫県訓令第 3 号

本 庁
地 方 機 関

職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令

職員安全健康管理規程 (昭和50年兵庫県訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第19条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表結核健康診断の項を削る。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

告 示

兵庫県告示第424号の 2

平成 4 年兵庫県告示第543号 (都市景観形成地区の指定) の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県都市住宅部都市政策課、洲本土木事務所建築課及び洲本市都市計画課」を「兵庫県庁、淡路県民局及び洲本市役所」に改める。



兵庫県告示第424号の3

平成4年兵庫県告示第544号（都市景観形成基準）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県都市住宅部都市政策課、洲本土木事務所建築課及び洲本市都市計画課」を「兵庫県庁、淡路県民局及び洲本市役所」に改める。



兵庫県告示第424号の4

平成8年兵庫県告示第578号（風景形成地域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県まちづくり部まちづくり政策課、柏原土木事務所建築課、篠山市都市計画課」を「兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所」に改める。



兵庫県告示第424号の5

平成8年兵庫県告示第579号（風景形成基準の決定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県まちづくり部まちづくり政策課、柏原土木事務所建築課、篠山市都市計画課」を「兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所」に改める。



兵庫県告示第424号の6

平成9年兵庫県告示第918号（景観形成地区の変更）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県まちづくり部まちづくり政策課、柏原土木事務所建築課及び篠山市都市計画課」を「兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所」に改める。



兵庫県告示第424号の7

平成9年兵庫県告示第919号（景観形成基準の変更）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県まちづくり部まちづくり政策課、柏原土木事務所建築課及び篠山市都市計画課」を「兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所」に改める。



兵庫県告示第424号の8

平成13年兵庫県告示第559号（風景形成地域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、竜野土木事務所建築課、上郡土木事務所建築課、相生市都市整備部都市計画課及び揖保郡御津町建設課」を「兵庫県庁、西播磨県民局、相生市役所及びたつの市

役所」に改め、2中「揖保郡御津町」を「たつの市御津町」に改める。



兵庫県告示第424号の9

平成13年兵庫県告示第560号（風景形成基準の決定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、竜野土木事務所建築課、上郡土木事務所建築課、相生市都市整備部都市計画課及び揖保郡御津町建設課」を「兵庫県庁、西播磨県民局、相生市役所及びたつの市役所」に改める。



兵庫県告示第424号の10

平成13年兵庫県告示第1226号（景観形成地区の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、但馬県民局県土整備部建築第3課及び養父市総務課」を「兵庫県庁、但馬県民局及び養父市役所」に改める。



兵庫県告示第424号の11

平成13年兵庫県告示第1227号（景観形成基準）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、但馬県民局県土整備部建築第3課及び養父市総務課」を「兵庫県庁、但馬県民局及び養父市役所」に改める。



兵庫県告示第424号の12

平成15年兵庫県告示第277号（風景形成地域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「同郡浜坂町役場」を「同郡新温泉町役場」に改め、2中「同郡浜坂町」を「同郡新温泉町」に改める。



兵庫県告示第424号の13

平成15年兵庫県告示第278号（風景形成基準の決定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、但馬県民局県土整備部建築第1課及び第2課、豊岡市都市整備課、城崎郡竹野町総務課、同郡香住町産業課並びに美方郡浜坂町建設課」を「兵庫県庁、但馬県民局、豊岡市役所、美方郡香美町役場及び同郡新温泉町役場」に改める。



兵庫県告示第424号の14

平成16年兵庫県告示第367号（景観形成地区の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、但馬県民局県土整備部建築第3課及び養父郡八鹿町企画商工課」を「兵庫県庁、但馬県民局及び養父市役所」に改め、1中「八鹿町」を「養父市八鹿町」に改め、2中「養父郡八鹿町」を「養父市八鹿町」に改める。



兵庫県告示第424号の15

平成17年兵庫県告示第1号（星空景観形成地域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、西播磨県民局県土整備部まちづくり課、佐用郡佐用町企画振興室、同郡上月町施設課、同郡南光町総務課及び同郡三日月町企画課」を「兵庫県庁、西播磨県民局及び佐用郡佐用町役場」に改め、2中「佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町及び同郡三日月町」を「佐用郡佐用町」に改める。



兵庫県告示第424号の16

平成17年兵庫県告示第2号（星空景観形成照明基準の決定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、西播磨県民局県土整備部まちづくり課、佐用郡佐用町企画振興室、同郡上月町施設課、同郡南光町総務課及び同郡三日月町企画課」を「兵庫県庁、西播磨県民局及び佐用郡佐用町役場」に改める。



兵庫県告示第424号の17

平成13年兵庫県告示第1215号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿兵庫県閲覧所の設置）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局住宅地対策課」を「兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課」に改める。



兵庫県告示第424号の18

昭和46年兵庫県告示第223号（建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第1条中「第11条の7第4項」を「第11条の4第3項」に改め、「建築計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書並びに同条第2項に規定する築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書」を「建築計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書」に改める。

第2条中「県民局県土整備部建築課」を「県民局」に改める。



兵庫県告示第424号の19

昭和47年兵庫県告示第1060号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

(別記) 縦覧場所の表を次のように改める。

(別記) 縦覧場所

区域名	県		市町	
網ノ浦	兵庫県庁	西播磨県民局	相生市役所	
龍山	同 上	同 上	同 上	
野瀬	同 上	同 上	同 上	
新舞子(1)	同 上	同 上	たつの市役所	
大明神	同 上	但馬県民局	養父市役所	
西岡屋	同 上	丹波県民局	篠山市役所	
河原町	同 上	同 上	同 上	
東岡屋	同 上	同 上	同 上	
岩屋	同 上	淡路県民局	淡路市役所	
網城	同 上	同 上	同 上	



兵庫県告示第424号の20

昭和47年兵庫県告示第1608号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

(別記) 縦覧場所の表を次のように改める。

(別記) 縦覧場所

区域名	県		市町	
鷦和(1)	兵庫県庁	西播磨県民局	赤穂市役所	
鷦和(2)	同 上	同 上	同 上	
尾崎	同 上	同 上	同 上	
御崎(1)	同 上	同 上	同 上	
御崎(2)	同 上	同 上	同 上	
御崎(3)	同 上	同 上	同 上	
坂越	同 上	同 上	同 上	
高谷	同 上	同 上	同 上	
小島	同 上	同 上	同 上	
潮見	同 上	同 上	同 上	
東之町	同 上	同 上	同 上	
福浦	同 上	同 上	同 上	
諸寄	同 上	但馬県民局	美方郡新温泉町役場	
桜尾	同 上	同 上	同 上	
温泉	同 上	同 上	同 上	



兵庫県告示第424号の21

昭和48年兵庫県告示第2176号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

(別記) 縦覧場所の表を次のように改める。

(別記) 縦覧場所

区域名	県		市町	
山 才	兵庫県庁		但馬県民局	
茶 間	同	上	朝来市役所	
山 手	同	上	淡路市役所	
桑 間	同	上	洲本市役所	
由 良 (1)	同	上	同	上
由 良 (2)	同	上	同	上
由 良 江 後	同	上	同	上



兵庫県告示第424号の22

昭和50年兵庫県告示第635号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

(別記) 縦覧場所の表を次のように改める。

(別記) 縦覧場所

区域名	県		市町	
真 殿 蔵 田	兵庫県庁		西播磨県民局	
新 田 居 邨	同	上	同	上
鷗 和 槇	同	上	同	上
福 浦 八 電	同	上	同	上
尾 崎 清 水 高 台	同	上	同	上
中 野 間	同	上	北播磨県民局	
城 山	同	上	但馬県民局	
堂 ノ 上	同	上	同	上
東 條	同	上	同	上
三 尾 (1)	同	上	同	上
三 尾 (2)	同	上	同	上
釜 屋	同	上	同	上
坂 地	同	上	同	上
市 島	同	上	丹波県民局	
一 力	同	上	同	上
上 川 原 町	同	上	同	上



兵庫県告示第424号の23

昭和51年兵庫県告示第558号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

(別記) 縦覧場所の表を次のように改める。

(別記) 縦覧場所

区域名	県		市町
炬 口	兵庫県庁	淡路県民局	洲本市役所
北 之 町	同 上	西播磨県民局	赤穂市役所
入 電 (2)	同 上	同 上	同 上
遠 阪	同 上	丹波県民局	丹波市役所
市 野 々 (1)	同 上	同 上	篠山市役所
市 野 々 (2)	同 上	同 上	同 上
橋 本	同 上	淡路県民局	淡路市役所
田 ノ 代	同 上	同 上	同 上
白 子 山	同 上	同 上	同 上



兵庫県告示第424号の24

昭和52年兵庫県告示第518号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

（別記）縦覧場所の表を次のように改める。

（別記）縦覧場所

区域名	県		市町
鳥 井 町	兵庫県庁	西播磨県民局	赤穂市役所
北 之 町 (2)	同 上	同 上	同 上
平 野	同 上	但馬県民局	養父市役所



兵庫県告示第424号の25

昭和53年兵庫県告示第555号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

（別記）の表を次のように改める。

（別記）縦覧場所

区域名	県		市町
壺 根	兵庫県庁	西播磨県民局	相生市役所
宮 ノ 段	同 上	但馬県民局	養父市役所



兵庫県告示第424号の26

昭和56年兵庫県告示第951号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

（別記）の表を次のように改める。

（別記）縦覧場所

区域名	県		市町
下 向	地 尾	兵庫県庁 同 上	但馬県民局 同 上
			朝来市役所 美方郡香美町役場



兵庫県告示第424号の27

昭和57年兵庫県告示第802号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局建築指導課、但馬県民局県土整備部建築課」を「兵庫県庁、但馬県民局」に改める。



兵庫県告示第424号の28

昭和62年兵庫県告示第1259号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局建築指導課、但馬県民局県土整備部建築課」を「兵庫県庁、但馬県民局」に改める。



兵庫県告示第424号の29

平成13年兵庫県告示第681号（災害危険区域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県県土整備部まちづくり局建築指導課、淡路県民局建築課」を「兵庫県庁、淡路県民局」に改める。



兵庫県告示第424号の30

平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中「兵庫県県土整備部まちづくり局建築指導課、淡路県民局建築課」を「兵庫県庁、淡路県民局」に改める。